

【改正概要】

○海面規則と内水面規則の一本化

・海面規則と内水面規則が分かれていると、それぞれの規則の適用範囲が不明確であり、河口付近の密漁について取締り上の疑義が生じる場合があることから、海面及び内水面漁業調整規則を一本化した。

○漁業の許可

・大臣許可漁業の規定を準用する形で知事許可漁業の手続きを規定した。
 ・漁業許可をしようとする時は、許可を受けようとする者が申請の機会を逸することがないように、漁業種類、制限措置、申請期間等を公示し、許可手続きを行う。
 ・漁業種類によっては、公示を行わず許可を更新する漁業もある。(継続漁業)
 ・許可の有効期間を最長3年を5年に変更した。

○資源管理の状況等の報告

・法の規定が準用され、資源管理の重要性を踏まえ、全ての知事許可漁業について、資源管理の状況、漁業生産の実績等を報告する。
 ※本県の場合、現行海面漁業調整規則において、既に全ての知事許可漁業について漁獲成績報告書の提出を規定している。

○罰則規定

・法の規定が適用される罰則については、規則には規定しない。※無許可操業：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 など
 ・調整規則に規定する罰則の最高刑は、6月以下の懲役又は10万以下の罰金

○密漁対策と罰則の強化

・漁業許可又は漁業権に基づかない特定水産動植物(農林水産省令であわび、なまこ、うなぎ稚魚が規定)の採捕を禁止する。
 ・違反者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金(個人に対する罰金の最高額)。
 ・本県では漁業権が無い海域でのあわび、なまこ漁を担保するため、両種について知事許可漁業を新設する。(うなぎ稚魚漁業は実態なし)

○その他

・禁止区域を明確にし、適切な取締りを行う観点から、禁止区域を緯度及び経度で表示した。
 ・漁業者等の行政手続きに係る負担軽減のため、既に同一内容の書類を行政庁に提出している場合や、県知事が必要とないと認める場合は、添付書類を省略できる規定とした
 ・規則に様式を定めず、申請書等の記載事項を規定した。

【漁業調整規則の章構成対照表】

鳥取県漁業調整規則(新規則)	鳥取県海面漁業調整規則	鳥取県内水面漁業調整規則
第1章 総則(第1条－第4条) ○趣旨 ○定義 ○県内に住所を有しない者の申請 ○代表者の届出 (削除) ←	第1章 総則(第1条－第7条) ○目的 ○県内に住所を有しない者の申請 ○代表者の届出 ○適用範囲 ○漁業権に係る規定 ○小底の地方名称	第1章 総則(第1条－第7条) ○趣旨 ○代表者の届出 ○適用範囲 ○漁業権に係る規定 ・遊漁規則の許可申請
第2章 漁業の許可(第5条－第32条) ○漁業の許可 ○許可を受けた者の責務 ○起業の認可 ○許可又は起業の認可の申請 ○許可等をしない場合 ○許可等についての適格性 ○新規の許可又は起業の認可 ・大臣許可漁業の規定を準用した公示制の導入 ○公示における留意事項 ○許可等の条件 ○継続の許可又は起業の認可 ○許可の有効期間 ○相続又は法人の合併若しくは分割 ○許可等の失効 ○資源管理の状況等の報告 ○許可等の取消し ○許可証	第2章 漁業の許可及び起業の認可(第8条－第32条の2) ○漁業の許可 ○許可の申請 ○許可の有効期間 ○許可の内容 ○起業の認可 ○許可等の制限又は条件 ○許可等をしない場合 ○許可等についての適格性 ○定数漁業 ○相続又は合併若しくは分割 ○許可等の取消し ○許可等の失効 ○許可証	第2章 水産動植物の採捕の許可(第8条－第21条) ○内水面採捕の許可 ○許可の申請 ○採捕許可の有効期間 ○採捕の許可の制限又は条件 ○採捕の許可をしない場合 ○許可等の取消し ○採捕の許可の失効 ○許可証
第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第33条－第50条) ○漁業の禁止 ○内水面採捕の許可 ○禁止期間 ○体長等の制限 ○漁具又は漁法禁止及び制限 (削除：許可の条件に既定) ← ○禁止区域等 (削除：許可の条件に既定) ← ・しいらつけ漁業の保護区域 (削除) ← ○昼間又は夜間の採捕の禁止 ○遊漁者等の漁具漁法の制限 ○有害物の遺棄漏せつの禁止 ○漁場内の岩礁破碎等の許可 ○砂れきの採取禁止 ○試験研究等の適用除外	第3章 漁業の取締り及び水産資源の保護培養(第33条－第61条) ○有害物の遺棄漏せつの禁止 ○禁止期間 ○体長等の制限 ○漁業の禁止 ○漁具又は漁法の禁止及び制限 (・小型機船底びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限) ○遊漁者等の漁具漁法の制限 ○禁止区域等 (・小型まき網、えびけた網等禁止区域) ・しいらつけ漁業の保護区域 ○遊漁者等の漁具漁法の制限 ○有害物の遺棄漏せつの禁止 ○漁場内の岩礁破碎等の許可 ○試験研究等の適用除外	第3章 漁業の取締り及び水産資源の保護培養(第22条－第40条) ○有害物の遺棄漏せつの禁止 ○禁止期間 ○全長の制限 ○漁具又は漁法の禁止 ○禁止区域等 (・河口附近における採捕の制限) ○昼間又は夜間の採捕の禁止 ○有害物の遺棄漏せつの禁止 ○砂れきの採取禁止 ○試験研究等の適用除外
第4章 漁業の取締り(第51条－第54条) ○漁業取締りのための行政措置 ・停泊命令 ・船長等の乗り組み禁止命令 ・衛星船位測定送信機等の備付け命令 ・停船命令	○漁業取締りのための行政措置 ・停泊命令 ・船長等の乗り組み禁止命令 ・停船命令	
第5章 雑則(第55条－第60条) ○漁場又は漁具の標識 ○内水面漁場管理委員会	○漁場又は漁具の標識 ○漁獲成績報告書の提出	○漁場又は漁具の標識
第6章 罰則(第61条－第64条) ○刑罰 ○過料	第4章 罰則(第62条－第65条) ○刑罰 ○過料	第4章 罰則(第41条－第44条) ○刑罰 ○過料